

## 学校経営のポイント

### “身体障害者と補助犬”への理解を深める

若井 彌一

身体障害者の補助犬の訓練事業者や補助犬を使用する障害者の義務、国等が管理する施設等における補助犬の同伴その他必要な事項について定めた身体障害者補助犬法（以下、「補助犬法」という）が10月1日から全面施行された。

#### “補助犬法”が全面施行

補助犬法は、その第1条で定めているように、「身体障害者補助犬を訓練する事業を行う者及び身体障害者補助犬を使用する身体障害者の義務等を定めるとともに、身体障害者が国等が管理する施設、公共交通機関等を利用する場合において身体障害者補助犬を同伴することができるようにするための措置を講ずること等により、身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化を図り、もって身体障害者の自立及び社会参加の促進に寄与すること」を目的としている。

この法律の最終目的に効果的に接近していくためには、より多くの国民の理解と協力が不可欠である。

すでに平成14年10月1日から、本法に基づき、国・地方公共団体等が管理する施設を身体障害者が利用する場合、公共交通事業者等が管理する旅客施設及び旅客運搬を行う車両等を身体障害者が利用する場合等については、補助犬の同伴を拒んではならないこととされてきた。ただし、これは原則禁止規定であり、例外が認められている（第7条、第8条等）。

本年10月1日からは、上記の場合の補助犬同伴に加えて、不特定かつ多数の者が利用する施設の管理者も、その施設を身体障害者が利用する場合は、補助犬同伴の拒否をしてはならないことになった（第9条。ただし、例外はある）。

この結果として、例外規定をどのように運用する

かにもよるが、補助犬が一般の人々と接する機会が多くなることは確実である。

#### “補助犬の役割”に理解ある子に育てたい

不特定かつ多数者の利用する施設等で身体障害者に同伴が認められているのは、よく訓練された補助犬である。

補助犬は、視覚障害者の歩行等を補助する盲導犬、肢体不自由者等の物の運搬、着脱衣の補助、扉の開閉等の補助をする介助犬、聴覚障害者に対してブザー音、危険音声等の必要な情報を伝え、必要に応じて音源への誘導を行う聴導犬に区分されている。いずれの補助犬であれ、法律に基づく所定の認定を受けている犬に限定されている。

しかし、いかによく訓練された犬であるとはいっても、人間に感情があるように、犬にも感情はある。子どもが大声で犬の攻撃性を著しく挑発したり、いたずらに物理的な危害を加えるような行為に出ることは絶対に避けるようにしたい。犬が好きとか嫌いとかの次元の問題ではなく、法律の趣旨の円滑な実施には、このような最低限の国民の協力は欠かすことができない。

補助犬法は第23条で、国・地方公共団体が教育活動、広報活動を通じて「身体障害者の自立及び社会参加の促進のために身体障害者補助犬が果たす役割の重要性について国民の理解を深めるよう」努めなければならないことを定め、また第24条では身体障害者に対する国民の協力努力義務を定めている。その実現に努めたい。

（わかい・やいち＝上越教育大学教授）

森田洋司【編著】A5判290頁・定価2730円  
不登校 その後付/学術資料CD-ROM

#### ●新刊案内●

読本シリーズ最新刊・10月20日刊予定・予約受付中！

教育開発研究所刊

教職研修総合特集 No.159 【編集】高階玲治 / A5判220頁・定価2310円

## 『2学期制の学校経営《導入と展開》』

研修誌・図書の小社への直接注文は、無料FAX 0120-462-488をご利用ください（24時間受付・即日発送）